

令和8年10月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和8年(ネ)第920号 オンライン記事掲載差止等請求控訴事件(原審・さい
たま地方裁判所令和5年(ワ)第2913号)

口頭弁論終結日 令和8年6月29日

5

判

決

神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1番23-102号 レーベンハイム緑ヶ
丘エアーズ

控訴人兼被控訴人

宮 部 龍 彦

(以下「1審被告」という。)

10

被 控 訴 人

池 田 三 男

(以下「1審個人原告」という。)

埼玉県熊谷市筑波3丁目160番地 i Groupビル2F

控 訴 人

部落解放同盟埼玉県連合会

(以下「1審原告連合会」という。)

15

同 代 表 者 執 行 委 員 長

片 岡 明 幸

上記両名訴訟代理人弁護士

山 本 志 都

同

瀬 戸 一 哉

主

文

20

1 1審被告の控訴及び1審原告連合会の控訴をいずれも棄却する。

2 1審被告の控訴に係る控訴費用は1審被告の、1審原告連合会の控訴に係る
控訴費用は1審原告連合会の各負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

25

1 1審被告の控訴

(1) 原判決中、1審被告の敗訴部分を取り消す。

(2) 前項の部分に係る1審個人原告の請求をいずれも棄却する。

2 1審原告連合会の控訴

(1) 原判決主文第5項を次のとおり変更する。

(2) 1審被告は、1審原告連合会に対し、330万円及びこれに対する令和6年1月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、1審個人原告及び1審原告連合会（以下、併せて「1審原告ら」ということがある。）が、1審被告がその管理運営する「示現舎」というウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）上において、かつて被差別部落があったとされる地域（以下「同和地区」ともいう。）を特定する内容の記事を掲載したことにより、1審個人原告のプライバシー及び差別されない権利又は差別を受けずに平穏に生活する利益が侵害されたと主張するとともに、1審原告連合会の円滑な業務遂行権が侵害されたと主張して、1審被告に対し、①人格権に基づく妨害排除請求及び妨害予防請求として、原判決別紙1記事目録記載の各記事（以下、順に「本件記事1」などといい、併せて「本件各記事」という。）の削除及び公表の禁止を求めるとともに、②民法709条に基づく損害賠償請求として、各損害金330万円及びこれに対する不法行為の後の日で訴状送達日の翌日である令和6年1月22日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審が、1審個人原告の上記①の請求を認容し、上記②の請求を11万円及び遅延損害金の限度で認容し、1審原告連合会の請求をいずれも棄却したところ、1審被告が敗訴部分を争って控訴し、1審原告連合会も上記②の請求を棄却した部分を争って控訴した。

2 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次の3及び4のとおり、当審における1審被告及び1審原告連合会の各主張を付加するほかは、原判

決「事実及び理由」欄の第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における1審被告の主な主張

(1) 原審は、1審被告が欠席した第1回口頭弁論期日において、1審原告ら
5 に長文の「意見陳述書」を公開法廷で読ませ、弁論を終結した期日には、
1審被告が抗議したにもかかわらず、同様のことを行うなど、その訴訟指揮は、公正を害し、当事者間の対等を壊していた。

(2) 原判決は、1審個人原告が新潟県出身であって被差別部落とされる地域
10 に居住しているにすぎないのに、居住していることを出生由来の属性とほぼ同列に扱っている。また、原判決は、「可能性を否定できない」といった推測を積み上げて、「特定可能性」、「差別助長」を認定し、法務省の依命通知を法律のように扱って私法上の違法性判断の柱に据え、さらに、「削除要請に従わない」こと自体を悪質性の根拠としており、表現の自由や学問・研究の自由との比較衡量を事実上放棄している。

(3) 原判決は、1審個人原告の救済を基点としながら、埼玉県内全記事の削除及び媒体横断の全面公表禁止という、極端な規制を命じた。しかも、原判決は、「半永久的に残る」、「完全削除は不可能に近い」等と述べつつ、
15 差止めの寄与度や実効性を検証せずに、推測だけで広範な差止めを正当化しているのもあって、わずか11万円という損害額と比べて著しく不均衡であり、民事救済を実質的な制裁・包括的表現規制に転化させている。

(4) 原判決は、結論部で、一括して1審被告の反論を退け、主要な争点（公
20 知性、予見可能性、記事ごとの差異、代替手段、萎縮効果、比例性、行政通知の位置付け、技術環境の変化等）に具体的に答えておらず、理由不備・判断遺脱が明白である。

4 当審における1審原告連合会の主な主張

(1) 任意的訴訟担当について

ア 被差別部落住民が不当に差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送るためには、自分が居住する地域にとどまらず、一定の範囲について、不当な差別を受けることがないようにすることが必要である。1 審原告連合会では、埼玉県下に設けられた同和対策協議会とほぼ対応する形で、7つのブロックに「郡市協議会」等の組織を展開し、埼玉県全体の被差別部落の問題に対応している。また、1 審原告連合会は、長年、会員の権利を守り、社会内に差別を廃絶するために活動する団体として行政等に働き掛けを行うなどして取り組んできた。そうすると、1 審原告連合会は、自らの主要な活動領域である埼玉県下の全ての被差別部落について、被差別部落住民から訴訟追行権が黙示に授与されているといえる。

イ 1 審原告連合会では、①令和5年3月25日に開催された第71回定期大会では、「部落探訪」をはじめとする部落差別を助長する情報を直ちに削除するようさいたま地方法務局に強く働き掛けることが提案され、承認されていること、②同年9月2日に開催された第3回県委員会では、「部落探訪」削除の裁判闘争を行うことが提案され、承認されたこと、③同年12月2日に開催された第4回県委員会で、裁判闘争を行うこと、1 審原告連合会が代理で原告となることが提案され、承認されたこと、④令和6年2月17日に開催された第5回執行委員会では、本件訴えの提起が報告された上で、1 審原告連合会として傍聴体制を確立して支援することが提案され、承認されたこと、⑤同年4月13日に開催された第72回定期大会では、「全国部落調査」裁判及び「部落探訪」削除裁判の完全勝利を勝ち取ろうというスローガンが確認され、具体的な取組が提起され、承認されたこと、⑥同月23日に開催された第1回県委員会では、本件訴訟の第2回口頭弁論への参加・支援が提案され、承認されたこと、⑦同年6月22日に開催された第2回県委員会でも、同様の

提案がされ、承認されたことからすると、1 審原告連合会内で、訴訟追行権が明示に授与されたというべきである。

(2) 1 審原告連合会の差別されない権利又は円滑な業務遂行権の侵害について

5 ア 1 審原告連合会は、被差別部落及びそこに住む人々、そこにルーツを有する人々のために、差別を撤廃するということを目的とする団体であり、本件のように被差別部落及び被差別部落住民らに対する差別事案が生起した際に、自らが有する差別されない権利を行使して差別を行う者に対峙することは、まさにその結社・団体の目的を達成するための行為
10 であるから、構成員のためにするものとして、差別されない権利の権利性が認められなければならない。

イ 1 審原告連合会は、被差別部落に対する差別廃絶のために、特に埼玉県下における被差別部落問題に取り組んできたところ、本件各記事が掲載されることで、被差別部落等に対しての差別的な評価・偏見が助長されるなどして、1 審原告連合会が積み上げてきた取組が水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障を与える。1 審被告の執拗な差別助長行為は、通常予想される範囲を大きく超えた想定外のものであり、この行為により 1 審原告連合会の事業の適正な遂行に現実的に支障が生じる事態に陥っているから、業務遂行権の侵害が明らかに認められる。

20 ウ 1 審原告連合会は、構成員の人格権を内包する業務上の権利を有していると解すべきである。1 審被告の行為によって 1 審原告連合会の構成員の人格権が侵害されているのだから、1 審原告連合会の業務上の権利も侵害されたといえる。

第 3 当裁判所の判断

25 1 認定事実

原判決「事実及び理由」欄の第 3 の 1 に記載のとおりであるから、これを

引用する。

2 争点1（本件訴えの原告適格及び訴えの利益の有無）について

当裁判所も、1審原告らに本件訴えについての原告適格及び訴えの利益が認められるものと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の第3の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点2（1審原告連合会は県下全域の被差別部落住民を被担当者とする任意的訴訟担当者であるか）について

(1) 当裁判所も、1審原告連合会による訴訟追行が任意的訴訟担当として許容されるとはいえないと判断する。その理由は、次の(2)のとおり、当審における1審原告連合会の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の3に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり訂正する。

ア 原判決18頁3行目の「主張する。」の次に「本来の権利主体からその意思に基づいて訴訟追行権を授与されることにより当事者適格が認められる」を加え、11行目の「ア」を削除し、12行目の「原告ら」から17行目の「検討する。」までを「そうすると、1審原告連合会が、埼玉県全体の被差別部落の問題に対応して活動しているからといって、当然に埼玉県下全域の被差別部落住民から本件訴訟について黙示に訴訟追行権を授与されているとみることはできず、ほかにそのような授与が黙示に行われたとみるべき事情も見当たらない。また、1審原告連合会がその構成員（以下「本件会員ら」という。）から訴訟追行権を授与されたか否かについてみると、」と改める。

イ 原判決18頁26行目から19頁16行目までを削除する。

ウ 原判決19頁17行目の「原告解同埼玉県連」から18行目の「いない。」までを「その余の要件について判断するまでもなく、1審原告連合会による訴訟追行が、埼玉県下全域の被差別部落住民又は本件会員

らを被担当者とする任意的訴訟担当として許容されるとはいえない。」
と改める。

(2) 1 審原告連合会は、1 審原告連合会の目的や活動等に照らせば、自らの
主要な活動領域である埼玉県下の全ての被差別部落について、被差別部落
住民から訴訟追行権が黙示に授与されていると主張する。しかし、この主
張を採用することができないのは、前記訂正の上、引用した原判決「事実
及び理由」欄の第3の3(2)に説示したとおりであって、1 審原告連合会の
目的や活動等を踏まえても、上記住民や本件会員らから訴訟追行権が黙示
に授与されたということとはできない。

また、1 審原告連合会は、令和5年3月以降に開催された定期大会や県
委員会等の場における提案、承認内容に照らせば、訴訟追行権が明示的に
授与されたというべきであると主張する。しかし、本件全証拠を踏まえて
も、1 審原告連合会が主張するような議題が提案されたことは認められて
も、本件会員らが1 審原告連合会に対し本件訴えの提起について授權する
ことが承認されたと認めることはできない。

したがって、1 審原告連合会が任意的訴訟担当者として本件訴訟を追行
することができるとの1 審原告連合会の主張を採用することはできない。

4 争点3（1 審個人原告の差別されない権利又は差別を受けずに平穏に生き
る利益が侵害されたか）について

当裁判所も、本件記事1の掲載により、1 審個人原告の不当な差別を受け
ることなく平穏な生活を送ることができる人格的な利益が侵害されたものと
判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の第3の4に記載のとおり
であるから、これを引用する。ただし、原判決20頁19行目の「差別を
受けない権利」を「差別されない権利」と改める。この判断は、当審におけ
る1 審被告の主張を踏まえても左右されない。

5 争点4（本件記事1の掲載により1 審個人原告のプライバシーが侵害され

たか) について

当裁判所も、本件記事1の掲載により1審個人原告のプライバシーが侵害されたものと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の第3の5に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 6 争点5 (1審原告連合会の差別されない権利又は円滑な業務遂行権が侵害されたか) について

当裁判所も、1審原告連合会の差別されない権利又は円滑な業務遂行権が侵害されたということはできないと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の第3の6に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、
10 原判決を次のとおり訂正する。この判断は、当審における1審原告連合会の主張を踏まえても左右されない。

(1) 原判決21頁24行目から22頁2行目までを次のとおり改める。

「(イ) しかしながら、1審原告連合会は、本件各記事の公開によってどのように業務の遂行が阻害されたのかについて、何ら具体的な主張、立証をしておらず、本件全証拠によっても、本件各記事の公開によって、1審原告連合会の円滑な業務遂行権が侵害されたとは認められない。」

(2) 原判決22頁16行目から17行目にかけの「やはり原告解同埼玉県連の活動に契機を与えるものにすぎないから、」を「そのことから直ちに」
20 と改める。

7 争点6 (不法行為の成否) について

当裁判所も、1審被告の行為は、1審個人原告のプライバシーを侵害するとともに、不当な差別を受けることなく人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を侵害するものであって、不法行為
25 を構成するものと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の第3の7に記載のとおりであるから、これを引用する。この判断は、当審における

1 審被告の主張を踏まえても左右されない。

8 争点7（損害の有無及び額）について

当裁判所も、1 審被告の行為によって1 審個人原告に生じた損害は、慰謝料10万円及び弁護士費用1万円が相当であると判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の第3の8に記載のとおりであるから、これを引用する。

9 争点8（削除及び公表の禁止請求権の存否）について

当裁判所も、1 審個人原告は、プライバシー侵害又は上記の人格的な利益侵害に基づく削除及び公表の禁止が認められると判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の第3の9に記載のとおりであるから、これを引用する。この判断は、当審における1 審被告の主張を踏まえても左右されない。

10 争点9（削除・公表の禁止の範囲）について

当裁判所も、本件各記事の全てについて削除及び公表の禁止を認めるのが相当であると判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の第3の10に記載のとおりであるから、これを引用する。この判断は、当審における1 審被告の主張を踏まえても左右されない。

11 以上の判断は、当審における1 審被告及び1 審原告連合会の各主張を踏まえても左右されない。

第4 結論

以上の次第で、①1 審個人原告の請求は、本件各記事の削除及び公表の禁止並びに11万円及びこれに対する令和6年1月22日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるから、この限度で認容すべきであり、②1 審原告連合会の損害賠償請求は理由がないから、これを棄却すべきところ、これと同旨の原判決は正当であり、1 審被告及び1 審原告連合会の各控訴は理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官

林 俊之 

5

裁判官

武藤 貴明 

10

裁判官

栗田 正紀 

これは正本である。

令和8年10月7日

東京高等裁判所第15民事部

裁判所書記官

新谷 浩

之

